

司法修習委員会（第35回）議事録

1 日時

平成30年5月22日（火）午後1時から午後3時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）井田良，酒巻匡（委員長），高瀬浩造，栃木力，永野厚郎，廣上克洋，
藤原浩，増田悦子，山本和彦（敬称略）

（幹事）石井伸興，石山宏樹，大瀧敦子，吉川崇，佐藤隆之，設楽あづさ，染谷
武宣，高橋俊彦，平城文啓，細田啓介，松下淳一（幹事長），松下裕子，
松本利幸，山本光太郎（敬称略）

4 議題

（1）委員長選任等

（2）意見交換

ア 導入修習の状況について

イ 実務修習の状況について

ウ 導入修習アンケート・導入修習チェックシートの見直しについて

エ 平成30年度司法修習生指導担当者協議会の協議事項案について

（3）今後の予定について

5 配布資料

（資料）

70 第71期導入修習に関するアンケート集計結果

6 議事

（1）委員・幹事の交替

井窪委員，今田委員，大場委員，木村委員，小泉委員，高橋委員に替わり，

井田委員，永野委員，藤原委員，廣上委員，増田委員，山本（和）委員が委員に任命され，飯島幹事，井田幹事，小林幹事，関幹事，坪井幹事，藤原幹事，門田幹事，山本（和）幹事に替わり，石井幹事，石山幹事，大瀧幹事，佐藤幹事，設楽幹事，高橋幹事，松下（淳）幹事，山本（光）幹事が新たに任命された旨の報告がされた。

（２）委員長選任等

委員の互選により，酒巻委員が委員長に選出された。また，井田委員が委員長代理に指名された。

松下（淳）幹事が幹事会の幹事長に選出されたことが報告された。

（３）報告

染谷幹事から，司法修習の実施状況等について報告がされた。

また，染谷幹事から，第 7 1 期の司法修習生から修習給付金の支給と，貸与額の変更が行われたが，現在までのところ，大きな混乱はなく推移していること，また，第 7 0 期では，平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日現在で，1 1 2 4 件の修習資金の貸与申請があり，司法修習生全体の約 7 3 . 5 % に当たること，第 7 1 期では，平成 3 0 年 3 月 2 7 日現在で，6 8 9 件の修習専念資金の貸与申請があり，司法修習生全体の約 4 5 . 5 % に当たること，兼業許可の状況について，第 7 0 期では，平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日現在で，3 5 2 件を許可し，第 7 1 期では，平成 3 0 年 3 月 3 1 日現在で 2 3 4 件を許可していること，貸与の申請について第 7 1 期の申請の割合が第 7 0 期より低下しているのは，修習給付金制度ができたことによるものと推測されるが，修習開始後も貸与を申請する者が継続的に増加しており，今後の推移を見守りたいと考えていることが報告された。

（４）意見交換

ア 導入修習の状況について

（酒巻委員長）

導入修習の状況について、まず、染谷幹事から報告をお願いしたい。

(染谷幹事)

まず、導入修習に関するアンケート調査の結果について説明する。第71期の司法修習生に対しても、第70期までと同様に導入修習の終了時にアンケート調査を実施した。前回の司法修習委員会では、今後のアンケートの見直しについて御議論いただいたところであるが、第71期についてはひとまず第70期と概ね同様の質問項目に基づいてアンケートを実施した。

資料70の冒頭にあるとおり、司法修習生1516人中、1490人が回答しており、回答率は98%を超える非常に高い水準となった。

次いで集計の結果について説明する。

図表1-1を見ていただきたい。アンケートでは、この左側に書いてあるような知識、能力の項目について不足を感じたかということを知り、その後の質問では、自学自修に取り組んでいるかどうか、あるいは取り組まなかった理由等を回答させた。

この図表1-1であるが、グラフの青と赤と合わせた部分が知識・能力に不足を感じた者の割合ということになる。そのうち、青が実際に導入修習の間に自学自修に取り組んだ者の割合である。

知識・能力に不足を感じたと回答した者の割合が最も多かったのが事実認定の知識等で81.3%、次いで要件事実の考え方で76.5%。そして、刑事訴訟手続の知識が69.6%となった。

逆に、不足を感じた割合が最も少なかったのが刑事実体法の知識であり、40.3%であった。

ちなみに1期前の第70期では不足を感じた割合が多い順に要件事実の考え方、事実認定の知識等、事実調査の知識等となっていた。

図表1-2-1から3は、それぞれの項目に不足を感じた者の割合等について、1期前の第70期と比較をしたものである。第70期と比べて、不足

を感じた者の割合は、事実認定の知識等を除き、全ての項目で減少している。

もっとも、数字を見ると大幅な減少とはいえないものが多いと思われるし、不足を感じたとする回答の多い項目等については、多少順位の変動はあるものの、大きな傾向の変化はなく、全体として見ると第70期と同様の結果になったと評価できるのではないかと思われる。

続いて、図表2-3に導入修習を通じて不足を感じた知識、能力をどの程度補うことができたかという質問の結果がある。不足を感じた者を全体の母数として、回答者の割合を捉えたものである。

「不足を補うことができた」を示す青と、「やや補うことができた」を示す赤を合わせた部分の長さを「不足を補えた」と捉えると、補えたと回答した割合が多かったのが「法曹三者の視点等」、「当事者の視点等」、さらに「事実認定の知識等」、「主張分析の知識等」というところが多くなっている。

次に図表3-1は自学自修の内容を集計したものである。第70期との比較もされているが、研修所教材等、導入修習の復習、法律基本書、法科大学院等の復習という順で回答されている。

図表4-2は、それぞれの項目について自学自修に取り組まなかった理由をまとめている。どの項目も緑色の「時間的余裕がなかった」という回答が圧倒的な数を占めているが、それ以外の理由で見ていくと、紫で表示している「やり方が分からなかった」という回答が、当事者の視点等、法曹三者の視点等、事実調査の知識等、口頭文章表現能力といった項目について比較的多くなっているといえるかと思う。

次いで図表5は、実務修習中に自学自修に取り組む予定はあるかという質問の回答である。これは全ての項目において概ね7割程度、あるいはそれ以上の司法修習生が取り組む予定と回答している。

次に、図表7-1を御覧いただくと、これは導入修習の各カリキュラムがどの程度役に立ったかをまとめたものである。

ほぼ全てのカリキュラムで、青い部分の「役に立つと思う」の割合が70%を上回る数字となっている。これに赤い部分、「少しは役に立つと思う」を加えると、全てのカリキュラムで9割を超える、あるいはこれをやや下回る程度ということになっている。

図表7-2以下はそれぞれについて1期前の第70期と比べたものであるが、全体の傾向としては概ね変化はないといえる。

以上が第71期の導入修習アンケートの結果である。

続けて、導入修習チェックシートの状況について御報告する。

これまでも導入修習に関するアンケートなどを通じて、司法修習生の多くが知識・能力の不足を感じているものの、その気付きを必ずしも自学自修に十分活用できていないのではないかと、あるいは実務修習の指導にも十分生かされていないのではないかとということが伺えたところである。司法修習生指導担当者協議会（指担協）等においても、導入修習での司法修習生の気付きを、実務修習を行う指導担当者のほうに伝えてほしいという要望が多く出ていたところである。

そこで、前回の本委員会でも御議論いただき、その結果も踏まえ、第71期から、導入修習チェックシートを配付して、司法修習生に記入させて提出させ、これを配属庁会の実務修習の指導担当者と教官に配付するという試みを行っている。

このチェックシートの見直しについても、本日後ほど御議論いただく予定となっているが、各配属庁会での活用状況について御紹介したい。まず、私から概括的なところを説明し、その後、各上席教官の幹事から補足的に御説明いただきたい。

まず、この導入修習チェックシートであるが、司法修習生が導入修習で自分の知識・能力に課題があると感じた場合に、これを実務修習中の自学自修であるとか、あるいは実務修習での指導に生かすということを目的としてい

る。

導入修習の終盤に司法修習生にこれを配り、数日間かけて記入をさせた上で提出させている。司法修習生は、コピーを1部自分で持ってしてもらい、司法研修所に提出されたものについては、実務修習の指導担当者とクラスの担当教官に配付している。

第71期の司法修習生の提出率は100%であった。実際の司法修習生がどのくらい書いたかという点については、司法修習生によってまちまち、千差万別である。課題を感じた場面あるいは理由と、実務修習でやろうと思っている学修内容について、科目ごとにより具体的に書いている者もいた。一方で、抽象的あるいは項目的な記載にとどまる者もいた。科目ごとに書き分けている者もいれば、どの科目も同じような項目が並んでいる人もいた。書きぶりはさまざまであるが、司法修習生は、それぞれこの趣旨、目的を踏まえて書いたのではないかとと思われるところである。

現段階で把握しているところでは、配属庁会では、このチェックシートを司法修習生との面談の材料として使い、司法修習生本人の現状認識の把握、あるいは本人の不足の気付きを促すために使われていると聞いており、一定の活用もされているようであるが、他方では利用方法の周知が必ずしも十分ではなかったということもあり、積極的に使うには至っていないという例もあるようである。

このチェックシートは、今回初めて行ったところであり、本日のこの後の議論も踏まえ、また夏の指担協で配属庁会の指導担当者から活用状況を更に聞くなどして、問題点や改善点を見出して、周知方法も含めて来期以降の改善につなげたいと考えている。

(酒巻委員長)

各教官室の上席教官の幹事からも補足をお願いしたい。

(松本幹事)

では、民事裁判の関係を御説明する。

第1クールの際に各庁から聴取した内容であるが、染谷幹事からも話があったように、積極的に活用しようとしている庁と、周知状況が今ひとつだったということもあって余り活用していない、あるいはほとんど使っていないという庁もあってさまざまな状態である。

まず、活用できていない庁の話をお紹介すると、どの範囲まで配付してよいかがよく分からず、部総括裁判官は見ているが、ともに指導に当たる陪席裁判官には渡っていないなどの状況があった。

それから、指導担当者が中身は見たが、そのままそういうものだなというだけで終わってしまっているような状況もあった。あるいは、そのチェックシートの内容について司法修習生に聞いてみようということで、司法修習生に質問したら、司法修習生はその時点ではそれを書いたことすら覚えていないという状況もあった。

活用している庁では、第1クールの初めの面接で、それに基づいて質問して、司法修習生が自分でどういう課題を認識しているかを聞いて、共通認識を持ち、それを指導に生かしたというような庁もあったし、あるいはしばらく修習させてから、面談でチェックシートに基づいて質問をして、司法修習生の認識が本当に正しいのか、あるいは少し見た段階では、ちょっとずれているのではないかと、そういうことも含めて、課題について共通認識を持つようにしたというような話もあった。あるいは、その共通認識を持って、指導の面以外に、自学自修の促しに使っているという庁もあった。

そのほか、記載の関係では、項目が抽象的なので指導に結び付きにくいのではないかというような意見もあった。

そういった意見を拝聴した感想としては、まずはチェックシートの趣旨を実務庁によく周知していくことが必要である。そして、その活用状況等について、今後、指担協等も含めて、意見交換しながら工夫していくことが必要

なのではないか。

(酒巻委員長)

では、続いて刑事裁判教官室の幹事をお願いしたい。

(細田幹事)

刑事裁判の修習指導の現場でも、民事裁判の上席が指摘したような、同じような状況が展開されている。もともとこういうものを作ってほしいという意見を明示的に述べていた庁とか、あるいは潜在的にそういうニーズがあった庁は非常によく活用していただいている。クール開始直後にこれをもとに個人面談を行って修習の目標設定をすとか、起案が出てきたり、あるいは修習が進んだ段階で、これと対比しながら自覚が足りない部分がなかったかをチェックすとか、そういう活用方法をしているところであった。

一方で、こういうニーズがなかった、あるいはニーズの自覚がなかった庁については、こういうものがあるが、どうしたらいいものかと少し使いあぐねている感じがした。人によって記載内容がまちまちで、あるいは本人の問題意識が指導担当者から見た課題とずれている場合があるというところで、活用できないという印象のところもあるようだが、むしろこちらとしては、やはりそういう本人の個性や問題意識がずれているところも含め、それを指導のきっかけ、材料にさせていただきたいので、これから開かれる指担協でいろいろ意見交換をしていきたいと思っている。

(酒巻委員長)

では検察教官室の幹事からお願いしたい。

(石山幹事)

検察修習における活用状況も積極的な意見、消極的な意見に分かれていて、積極的な意見、肯定的な意見としては、例えば司法修習生の8割以上が事実認定に関する基礎的知識、理解に課題を感じたとしていたので、事件処理の決裁メモの作成場面や決裁場面において、間接事実について推認過程を意識

して考えさせるように指導したものや、チェックシートでは事実認定に苦手意識のある司法修習生が多いことが把握できたので、事実認定における証拠の射程距離について意識的に指導したといったものなど、チェックシートの記載内容を踏まえて、それを実務での指導に生かしたという声もある。

他方、消極意見であるが、裁判教官室の上席教官の幹事とほぼ同様の意見であるが、記載が抽象的なので積極的に活用できていないとか、あるいは多くの司法修習生が起案に関する課題を記載しているところ、実務修習では実際の事件処理に携わることによって知識、能力不足が見えてくるのが通常であるので、導入チェックシートはあったほうが望ましいと考えるものの、有力な情報ツールといえるまでには至っていないという意見もあった。

(酒巻委員長)

それでは、引き続き民事弁護教官室の幹事からお願いしたい。

(大瀧幹事)

弁護教官室は民弁と刑弁が配属単位会と一緒に行って意見の聞き取りをしているところであるが、やはり活用している会、していない会に分かれる。活用している会については、既に出た意見と似ているが、指導方針を定める手がかり、参考情報として有用であるという意見、司法修習生とのコミュニケーションのツール、会話の材料として使えるといった意見、あとは司法修習生の意欲、姿勢、それから性格といったものを把握できるツールとして使えるという意見、それから興味深いところでは、チェックシートをもとに修習をやらせてみて、司法修習生の認識が正しいか、指導担当者が検証するという使い方をしているという意見もあった。

他方で、始まったばかりということで、やはり各単位会の司法修習委員会は分かっているが、指導担当者レベルまではチェックシートの趣旨がきちんと浸透していないということで、やはり大方の方が活用していないという回答であったり、逆に弁護教官のほうに、これはどうやって使ったらいいのか

という質問が多かったとも聞いている。

やはり趣旨，目的を周知徹底していくことは不可欠であると感じるところであり，あとは記載が抽象的で分かりにくいという意見も来ているが，趣旨が分かっていないのでそういう意見になっているのではないかと感じているところである。

今後の運用やこのチェックシートをどう使っていくかということへの意見として，大きく傾聴に値すると思っているのが，不足があるとチェックした項目について，実際に自学自修できたかを後から本人に振り返らせたほうがいいのかという意見であるとか，あとは本当の課題は実際に起案したり，実務修習を経験する中で分かるのではないか，その意味では，やはり修習が進んだところ，あるいは終わったところで自分が課題と感じていたことが正しいか，最終的な振り返りをきちんとさせる必要があるのではないか，使い方の話として，そういう意見が出ていたと聞き取っている。

(酒巻委員長)

それでは，刑事弁護教官室の幹事からお願いしたい。

(高橋幹事)

現状の利用状況については今の大瀧幹事の発言のとおりである。

(酒巻委員長)

それでは，導入修習チェックシートについて，5月10日に開催された幹事会でも議論されたということであるので，その状況について松下幹事長から御紹介をお願いしたい。

(松下幹事長)

先日開催された幹事会において，ただいま染谷幹事，各上席教官の幹事から報告された内容と同様の報告があった。それを踏まえて幹事会の場ではさまざま意見が出たが，ここでは導入修習チェックシートについて三つほど御意見を紹介したい。

一つ目は、導入修習チェックシートの記載内容には、先ほど染谷幹事から紹介があったとおり、司法修習生の個性が表れていて、導入修習時点での司法修習生の主観的評価というか、自己認識が表れたもので、実務修習での目標設定に用いるなどすれば、導入修習から実務修習への橋渡しとして有益ではないかという御意見があった。

それから、二つ目に、今後は司法修習生や各地の指導担当者に対してチェックシートの趣旨をさらに十分に周知した上で、使い方の紹介を進めるなどして一層活用を図っていくべきであるという御意見があった。

三つ目に、チェックシートは、コピーをとってから提出することになっているが、司法修習生が後から振り返りに用いることができるのも有益なのではないかという御意見があった。

(酒巻委員長)

これまでにアンケートとチェックシートについて、いろいろと御紹介、御説明があったが、これまでの説明について委員の皆様、幹事の皆様から質問等があれば、御自由にお願ひしたい。

(山本委員)

アンケートについて、先ほど導入修習を通じて知識・能力の不足を感じなかったとする割合が全体的に増えているという御指摘があって、特に私が見たところ、この資料を見ると、第70期から第71期にかけて民事実体法の知識とか民事訴訟法の知識の辺りは10ポイント以上増えている。前にもこの議論は出たと思うが、この中には客観的に能力の不足はない人と客観的には能力が不足しているのだがそれを自覚できてない人といった類型があって、前者の類型が増えているとすれば、これは法科大学院にとっても朗報というか、非常に力が付いているということで結構なことなのだが、後者がもし増えているとなると、これは導入修習の中で自分の不足部分がうまく感じられていないということの意味するようにも見え、導入修習の目的としては、や

はりその気付きというのがあると思うが、そこがうまくできていないということにもなりかねないので、やや問題意識を持っている。

ただ、客観的にどちらなのかというのはなかなか外から分からないところがあるが、第71期はまだ集合修習の段階にはなっていないということなので、まだ教官に伺っても分からない部分かもしれないが、本当にそこが能力として改善しているかどうかは、注視してみたほうがよいという印象である。
(酒巻委員長)

刑事法の教育者としての観点から感想を述べると、刑事実体法については自分は大丈夫だという回答が特異的に多いものの、私の経験上やや不思議な感じがしております。山本委員の指摘されたように、そう思い込んでいるだけなのではないか、知識があることとそれを理解していることとの区別ができていないのではないかと疑われる。法科大学院で教育をしていると、実体刑法の断片的知識や、学説は知っているかもしれないけれど、その真に意味するところ、例えば訴訟手続との関連で「共同正犯」や「正当防衛」の意味内容が分かっているのかおおいに疑わしいという学生にしばしばお目にかかるので、そういう体験からも、山本委員と同じ危惧感を持っているのです。もし教官の幹事の方、あるいはどなたかでこの点について何か御意見があれば承りたい。

(染谷幹事)

まずアンケートの関係の点について、司法修習生にはそれぞれ民事実体法、手続法の知識の不足を感じているかという質問をして、それについて不足を感じている、感じなかったと回答しているので、前回の司法修習委員会の議論や、先日の幹事会等でも出たところだが、こういったレベルの知識を司法修習生が念頭に置いているかはこの回答からは分からないところがある。その点については今日、この後の見直しの御議論のところ、その部分では本当はどういうことを回答したのかという辺りの部分を深掘りというか、把握

できるような方法を考えてはどうかなど、何らかの対応を考えていきたいと思っ
ているところである。

教官の方で、それぞれ現時点で感じているところがあればお願いしたい。

(松本幹事)

民裁から答えると、御指摘のとおり、確かに民事実体法の知識と訴訟法の知識の
ところは、ほかの二つよりはいいような印象もあるけれども、全体的には下がっている。
こういうことがいえるのかどうか分からないが、導入修習では導入起案を行って
いて、その題材が必ずしも一定の難しさに保てるわけではないので多少ブレはあ
ると思う。そういう面で第70期と第71期を比較すると、第70期のほうが要件事
実の知識の不足を感じやすい事案だったとはいえると私どもは思っている。

ただ、ほかの二つも下がっているのだから、そこはどうなのだろうかというところ
はある。

客観的な能力という点では、なかなか尺度が難しいところがあり、第71期の修
習もこれからというところもあるので、ここはデータ化しにくいところである。

(細田幹事)

民事が大分落ち込んだといっても、まだ刑事の方が低く、もともと悪いのだが、
ここのところその数値については気にしていて、刑事裁判教官室では、この表は
第70期と第71期の比較なのでちょっと出ていないが、実は第69期もかなり低
い数値であった。このときは、司法修習生に対して導入修習が始まる前に事前課
題を出していて、その事前課題の中で、実体法知識が必要な課題を第69期の
ときは一つ落としたせいだったかなというところで、第70期でそれを復活させ、
そうしたら数値が第68期並みに戻ったというのがこの第70期の数値である。第
71期では、もちろんその事前課題を維持しつつ、かつ導入修習の中で、抜き打
ちの小テストのようなものを行った。

場面は争点整理なのだが、ある証人が必要かということ判断させるに当たり、正当防衛について侵害の予期プラス積極加害意思という枠組みと、それから自招危難的な平成20年の有名な判例があるのだが、二つとも有名な判例で、平成20年の方だと余り事前の経緯は必要なくなると、そのような絡みで出題したのだが、もちろんこちらとしては全員正答してほしいという意味ではなくて、気付きの機会を与えるという意味で、ちょっと難しめかなと思いつつ出したが、案の定、そんなにできがよくなかった。そこで、この数値は第71期になってぴよんと上がるだろうなと思ったらかえって下がった。どうしたものかなというところで、分析しなければならないと思っている。

司法修習生に対してこの二つの判例を知っているかと聞くと当然知っているわけだが、現実の事件の解決のときに、その二つの判例がうまい具合に呼び出せないので答えられないというところに、ひょっとしたら問題があるのではないか。そういうところの気付きの機会を与えるために、我々は、修習をどうしたらいいのかとか、いろいろ根本的に考えていかなければならないと考えている。

(井田委員)

私はロースクールで刑事実体法教育を担当しているので、アンケートの結果を見ていて、最初の頃は誇らしいというか、ロースクールできちんと教えているので、その成果が出ているのだというように見ていた。ただ、主観、客観のずれという問題はあるが、それを度外視して考えると、ひょっとすると、我々は、必ずしも必要でないことも教えていると考えられないではない。そうだとすれば学生たちの負担になるし、時間もとるわけだから、ほかの科目にも当然迷惑をかける。そういう意味でバランスを我々が崩している、というようにも理解できないではない。

このアンケートがどういう状態になったら理想なのか。もし全部緑色になったら恐らくこれは導入修習の必要がないという話になって、あるいは司法修

習そのものも必要ないという話にもなりかねないので、全部バランスがきれいにとれていて、同じように並ぶ感じになるのが一つの理想なのだと思う。このアンケート結果は導入修習へのフィードバックのために用いられるものではあろうが、さらにはロースクールの教育、司法試験の在り方などにもフィードバックしていける面がある。ロースクールで刑事実体法を担当する者としては、必ずしも喜んでばかりはいられない結果であると思っている。

(酒巻委員長)

今、アンケートの方についての御意見や御質問があったが、本日は導入修習チェックシートの見直し等についても議論するので、今のところでチェックシートについて何か御質問、御意見があればお願いしたい。

(高瀬委員)

全く門外漢なので、この字面だけを見て感じることであるが、今まで導入修習で気付きを重視してやってきて、それは結果的にうまくいっていたと思う。

その一方で、今お話があったように、ロースクールはロースクールで何らかの改善策をとっていると私は思っている。両方重ねた結果を見れば、皆さんが危惧されているほど問題は実は余りなくて、案外うまく行って良い方向を向いているのではないかと。そういう可能性も十分あるのではないかと思っている。

そういう点では、これだけを見てよくなっているというのは言い過ぎかもしれないが、決して悪いとは限らないと見ている。

それから、チェックシートについて、あくまでこのチェックシートは自己チェックシートになっているので、自己チェックシートが使えるか使えないかというのは、実際、皆さんがチェックシートを作って提出をして、それを見ない限りは分からなかったと思う。であるから、趣旨はどうかというのは確かにそのとおりののだが、趣旨は何に使えるかは分からないけれど

も、皆さん、使い方を考えてくださいねというのが趣旨だったと理解していた。

今回、具体的にチェックシートの実物が出てきているわけだから、それを現場の方々が御覧になった、余り見ていないという方もいらっしゃるかもしれないが、見ていただいた。今回のチェックシートは、先ほどから分析されているように、司法修習生の個性を読み取るには非常に重要な、貴重なデータである。多分、これ以外ではそう簡単には読み取れないと思うので、司法修習生の個性をこれから読み取るということを含めて、どう使うかを、今後、現場でお考えいただければいいのではないかと思う。現段階でこれが使えるとか使えないとかいうことは、そう簡単には結論を出す必要はなくて、あるいはチェックシートを改善するとしても、余り本人たちが書きにくいようなチェックシートにすると、本当にまた意義が薄れてしまうので、その点はちょっと優しく見ていってもよいのではないかという印象を持った。

イ 実務修習の状況について

(酒巻委員長)

続いて、実務修習の状況について、染谷幹事から説明をお願いしたい。

(染谷幹事)

それでは、実務修習の状況ということで、実務修習結果簿の集計結果を御紹介したい。

これまでも分野別実務修習の実情を把握するというところで、司法修習生が書く結果簿を集計して分析をするということを行ってきた。前回までのところでは、実務修習のガイドラインに概ね沿った修習が実現されている、あるいは実現の方向に向かいつつあるといえるのではないかと考えていた。

そういったこともあり、今回、第1クールの結果簿については、全体の3分の1程度をサンプル的に抽出して集計して、それで大きく前と異なっていればさらに考えていくことにしたところ、結論的には3分の1のサンプル集

計でもほぼ昨年、前の期と同様の結果が出た。

以下、簡単に御紹介すると、まず民事裁判についてガイドラインで明記されている起案総数4件を下回るものはごくわずかである。事実認定起案も2件以上とされているが、これを下回る者はほとんどいない。法廷傍聴等も、これも第70期とほぼ同様で16件のところにピークが来ている。昨年度の指担協では、記録をよく読んで傍聴し、その前後に裁判官と実質的に議論をすることを考えると、傍聴の件数としては10件から20件程度が相当ではないかという議論になったが、今回の結果でも、全体の3分の2ぐらいがそのレンジに入ってきている。保全、執行、破産についても、昨年までとほぼ同様の傾向だが、具体的事件を修習できたという割合が若干増えたのは良い傾向かと思う。

次いで刑事裁判であるが、これも起案総数の4件、事実認定起案の2件というガイドラインの基準はほぼクリアできている。問題点を検討した手続傍聴の件数は、先ほどの民事裁判の法廷傍聴と同様で、ピークは15件である。実のある傍聴となると、やはり1クールで10件から20件程度ではないかというのが指担協での指導担当者の意見になっており、こちらのほうは全体の4分の3がそのレンジに入っている。令状、模擬裁判については全員が経験できた。

次いで、検察修習は、在宅事件、身柄事件、いずれも経験できたという人が90%で、第70期と比べると、若干増えている。ガイドラインでは、身柄、在宅を合わせて少なくとも3件を経験するものとされているが、ほぼ全ての人が3件以上経験できている。公判実務修習は少なくとも1件というのがガイドラインで基準となっているが、ほぼ全員が満たしている。経験なしという人が0.6%いたということだが、公判実務修習が予定されている日に欠席してしまっていて経験できなかったということであった。

弁護については、全体的に前の第70期と同様の傾向が出ている。例えば、

法律相談については、平均件数は7.9件で少し減ったけれども、分布の上では5件がピークで、第70期のピークは4件だったので、それに比べると1件以上多く経験できている人が増えたことになる。弁論等の傍聴も第71期は平均6.7件で、第70期の6.3件より若干増えており、全体的には第70期の水準を保っていると思われる。保全事件あるいは執行事件を経験できた人は70%弱で割合的には増加している。刑事弁護の関係は、ガイドライン上は最低1件、事件を経験することとなっているが、被疑者弁護、被告人弁護のどちらも経験できなかったという人はゼロであった。その他は第70期とほぼ同様であった。刑事弁護に関する起案の経験は、被疑者、被告人、いずれも経験できなかった割合は第70期の38%から第71期では34%となり、改善している。

概ねガイドラインに沿った修習が引き続き行われているということは、今回の結果簿の分析からもいえるのではないかと思われる。

次いで、選択型実務修習について、司法研修所では、実務修習に関する法曹三者の連絡会を開催しており、3月の会で、選択型実務修習について報告した。選択型実務修習のうちの全国プログラムについて、第70期と第71期の実施状況を比較すると、プログラムの提供数については180から172と若干減ったが、他方で、司法修習生全体は20人ぐらい減っている中で、プログラム全体を合わせた募集人数は427人から431人、応募した人数は820人から884人と増えており、全国プログラムが引き続き定着しているといえるのではないかと思う。

その他、先ほどの法曹三者連絡会では各配属庁会が提供するプログラムについてのいろいろな工夫も議論された。

(酒巻委員長)

この点については幹事会でも議論されたということなので、その状況の御報告を松下幹事長にお願いしたい。

(松下幹事長)

先日の幹事会においては、ただいまの染谷幹事からの報告と同様の説明があった。幹事会の中では、分野別実務修習、それから選択型実務修習について、修習の質の向上という観点からこれまで行っている取組を継続することを期待したいということで概ね意見が一致したところである。

ウ 導入修習のアンケート・導入修習チェックシートの見直しについて

(酒巻委員長)

それでは、導入修習に関するアンケート、それから導入修習チェックシートの見直しについての議論に入りたい。まず、染谷幹事から現時点での検討状況について説明をお願いしたい。

(染谷幹事)

それでは、司法研修所の今の段階での検討状況について御説明する。

まず、前回の本委員会でのアンケートの見直しに関する議論を改めて御紹介すると、この導入修習アンケートは、当初は導入修習の効果が上がっているかどうかを見る手段の一つとして始まった面もあったとのことだが、ここ3期の結果を見ると、継続的に質問している項目はほぼ同様の傾向の回答が出ている。そして、より深掘りをした質問をするということも含めてアンケートの今後のあり方について見直しを検討する時期に来ているのではないかという問題提起を契機として、議論していただいたところである。

そこでは、今のアンケートでは回答者がどのような意図で回答したか分からないので、その点をより深掘りして実情を把握すべきではないか、民事あるいは刑事の実体法等の知識について不足を感じたという回答について、こういったレベルの知識を前提に回答しているのかを把握する必要があるのではないか、あるいは、実体法、訴訟法の知識不足について、どの部分に不足を感じているかを把握する必要があるのではないかといった意見が出たところである。

さらには、現行のアンケートでは不足を感じた知識、能力という項目について、自分で本を読んで勉強するものと、あるいは実務修習でまさに事件を見ながら経験で身に付けるものと、いわば指導の方向性が異なるものがまとめて自学自修の対象と書かれており、それらを一緒に議論していくのは少し良くないのではないかという意見、それから、アンケートをとるに当たっては、司法試験に合格するまでの経歴あるいは今後の進路といった司法修習生の属性を把握することも重要ではないかという意見も出された。

なお、この属性の点については、司法修習生になるまでにたどってきた道のりや、どのようなことに重点を置いて勉強してきたかは、司法修習生個人によっていろいろ違いもあるので、それをカテゴリーでまとめたとしても、それほど意味のあるものが得られるかは疑問であるという意見も出されたところである。

そして、手法については、アンケートという形では自ずと限界があるので、より深掘りをして実態を把握したいのであれば、司法修習生に個別にその事情についてインタビューをする方法がよいのではないかといった意見、さらに、属性の問題とか内容の関係でどんどん深掘りをして掘り下げていくと、それは修習制度のあり方の議論に行き着いてしまう可能性があるが、そういったものについて、司法修習生の回答傾向のみから見ていくのは少し注意すべきではないかといった議論があった。

こういった意見を踏まえて、司法研修所では見直しの検討を始めているところである。

チェックシートについては、先ほども御紹介したとおり、各庁会での第1クールでの活用状況の話も聞いて、見直しの材料としている。そして、本日の御議論、あるいは夏の指担協での意見等を踏まえて、さらに詰めていくこととしたい。

まずアンケートのほうから御報告すると、基本的な方向性としては期ごと

の経年的な変化があるかどうかを見るためにアンケートは引き続き実施するが、経年変化を見るために必要な項目あるいは有益な項目に絞り込むことを考えている。その上で、司法修習生の知識・能力の不足とか、あるいは自学自修の実態を把握するための調査は別途行うことを考えている。要するに、アンケートは項目を絞って継続をし、実態を深掘りしたいところは別途調査を行うというのが基本的な方向である。

アンケート項目については、知識・能力の点の項目について、例えば、民事実体法、民事訴訟手続については、これまでは単に民事実体法、民事訴訟手続の知識という形だったが、単に知識の有無を聞くのではなく、個々の事実関係に応じてその法的処理にふさわしい法規範を選択して適用できる知識、あるいは、訴訟手続の進行に合わせて、その時の問題状況に応じて必要な条文等を選択適用できる手続の知識といった形で、よりこちらが知りたいと思っているものを聞いてみてはどうかと思っている。

そして、これまでも本委員会で議論があったが、必ずしも、自学自修に適したものを、自分で本を読んで勉強するようなものではないのではないかという御意見をいただいているものは、アンケート項目から落としてはどうかと考えている。具体的には、法曹三者の立場の違いに基づく視点とか、判断者、当事者の立場の違いに基づく視点、事実調査に関する能力、口頭・文章での表現能力といった辺りは、必ずしも自学自修には適さないということでアンケート項目から削除してはどうか。そして、自学自修の際にどんな点に苦労したか、あるいはどういった工夫をしたかについては、アンケートで選択肢を示して回答をさせるよりも、先ほどお話ししたインタビューで深掘りをする方がより実態に迫れるのではないかとということで、設問を削除してはどうか、他方、導入修習で感じた不足を実務修習中の自学自修あるいは修習自体によってどの程度補うことができたかという設問が今の第2アンケートには入っていないので、加えてはどうかと考えている。

回答者の属性等については、主に法科大学院を修了しているかどうか、修了者については既修、未修の別、さらに志望進路を記載させることを考えているが、志望進路については、幹事会でも、そこを書かせると本人が特定されるという危惧を覚えるのではないかといった意見もあり、この点について御議論いただきたいと思う。

そして、インタビューについては、より深掘りをして実情を把握するということで、各クラスで科目ごとに数名の司法修習生からインタビューを行うことを試行的に実施できないかと考えている。

例えば、実体法や手続法の知識について、どういった点に不足を感じたかや、自学自修としてどういったことを行ったか、使った本や具体的な勉強のやり方を含めてインタビューすることを検討しているところである。

続いて、チェックシートの見直しについて、現在の検討状況を御報告する。現行のチェックシートについては、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護とそれぞれの科目ごとに課題を感じた項目をチェックし、かつそれについて具体的に記載するという方式をとっているが、これまでの検討を踏まえ、民事系あるいは刑事系で共通する部分があるのではないかとそれらについてはまずくり出して書かせた上で、その上で、各科目で把握したい事項を書かせるのがよいのではないかと考えている。さらに、回答者の属性として法科大学院の修了者か否かというのを書かせてはどうかと考えている。

もっとも司法修習生の記載に伴う負担や、その後コピーをとって各修習地に送るといった事務を考えると、チェックシートの記載分量としては今のA4表裏1枚という辺りが限界ではないかと考えている。もともとチェックシートだけで司法修習生の課題を十分正確に把握できるという性質のものではないので、このチェックシートを材料に面談等で司法修習生と話をしてもらい、司法修習生の課題あるいは修習に関する希望を把握して指導に役立てていただくという使い方がよいのではないかと考えており、こういった活用イ

メージについては、夏に行う指担協で議論して周知を図っていきたいと考えている。

(酒巻委員長)

以上の説明のあった点について、幹事会でも議論されたと思うので、松下幹事長から報告をお願いしたい。

(松下幹事長)

先日の幹事会において、ただいま染谷幹事から報告があった内容と同様の説明があった。幹事会の中ではさまざまな意見が出されたが、積極方向の御意見四つと慎重方向の御意見二つにまとめて報告させていただく。

積極方向の御意見としては、導入修習アンケートやチェックシートを実施するに当たっては、導入修習のなるべく早い段階で司法修習生に質問項目を示しておいた方が記載が充実してよいのではないかという意見があり、これはアンケートやチェックシートは現状、導入修習の終わり近くになってから示しているので、早い段階で示しておいた方がいいのではないかという御意見である。それから、二つ目の御意見として、チェックシートについて司法修習生が導入修習で気付いた点を実務修習中に意識させ、集合修習に戻ったときに自分で振り返りができるように、実務修習結果簿に貼り付け、自分が書いたものを読み返せるようにしたらどうかという御意見。3番目は、やや趣の違う意見であるが、チェックシートについて手で記載させるより、今後、電子データで配って記入させたほうが書きやすいのではないかと。個人的には、非常にシンパシーを覚えるところである。インタビューの実施方法も、1対1だけではなくて、グループで聞く、いわゆる集団面接で聞くなど、さまざまな方法を検討してはどうかという御意見があった。

慎重方向の御意見としては、導入修習アンケートで属性を聞くのは、一面では有益であると考えられるが、他方で志望進路の項目については、特定される可能性の観点から慎重に考えるべきで、配慮が必要ではないかという御

意見があった。

それから、慎重方向の二つ目の御意見としては、インタビューの実施に当たって、対象となる司法修習生をどう決めるのか、司法修習生に要らぬ疑念を抱かせないような配慮が必要ではないかと、なぜあの人はインタビューを受けて、自分はインタビューを受けないのかとか、なぜあの人たちは集団面接で私は選ばれないのかとか、そういうことで無駄に疑心暗鬼にさせないような配慮が必要ではないかという御意見が出された。

これらを踏まえて、幹事会では、導入修習アンケートの見直しなどを通じてより司法修習の実情の把握に努めるとともに、導入修習チェックシートの活用などを通じて、引き続き改善に努める必要があるとまとめさせていただいたところである。

(酒巻委員長)

以上、アンケートとチェックシートの見直しについて、現在検討しているということであるので、以上の御説明を踏まえて御議論いただきたい。特に、アンケートの内容や、このたびは新たにインタビューも行うということで、アンケートとインタビューのすみ分け問題、あるいはチェックシートの今後の活用状況等、いろいろな論点があり、皆さんから有益な御意見をいただければと思うが、いかがか。

(山本委員)

一つは、細かい点になるかと思うが、アンケートの全体の構造について、今のところ、まず導入修習について知識・能力の不足を感じたという設問に、イエスと答えた人が次の設問に進むことになっているが、先ほどの私の発言とも関係するのだが、恐らく司法修習生の中には導入修習の段階では余り不足を感じなかったが、実際に分野別実務修習に出たときに不足を感じる、先ほど大瀧幹事からもそのような意見があった旨の発言があったように記憶しているが、そういう司法修習生もいそうな感じがする。このアンケートだと、

論理的には、そういう司法修習生は導入修習の段階で不足を感じなかったの
でそこはチェックせず、あとの項目は全部答えないという形になってくると
思うのだが、それでいいのかなと感じる。導入修習の段階では不足を感じな
かったけれども、実際に現場に出てみると不足を感じた、そしてその不足を
分野別実務修習の中でどういう形で解消していったのかということにも、大
きく意味がありそうに感じる。その点、何か対応を考えてみてもいいかなと
思う。これは実務修習が終わったところで書いてもらうというものか。

(染谷幹事)

これまでは導入修習に関するアンケートということで実施していたので、
実務修習が終わって帰って来た司法修習生についても、導入修習のときにど
うだったかを聞く形になっているが、今の山本委員の御指摘は、それと別の
やり方があってもよいのではないかということかと思う。

(山本委員)

そこは先ほどの私の問題意識と合致するのだが、導入修習では知識・能力
の不足を感じなかったが、実際に現場に出て、ある項目について不足を感じ
た、そういう人がどのぐらいいるのかということにも関心があり、さらにそ
れがどう解消されていったかも、修習の全体の進め方の上では一つの重要な
項目かなと思う。項目が多くなり過ぎると負担が大きくなるので、それとの
兼ね合いであるが、何か一つ欄を作る程度で対応できそうな気がするので、
少しお考えいただければと思う。

(藤原委員)

アンケートの結果は司法修習の充実に活用するのが一番だと思うが、こう
したアンケートの結果を法科大学院側にも伝えることはできないか。この司
法修習委員会の役割として法科大学院との有機的な連携という点があるが、
この新司法修習が始まった段階において、この点に関して法科大学院側と若
干認識の違いがあった。ぜひ、これから実施する修習に向けた部分だけでな

く、その前の段階の法科大学院との関係でも、こういったアンケート結果を生かすことはできないかと感じた。

もう一点、実際の修習の現場で一番気になるのは予備試験組の問題だろうと思う。法科大学院組と予備試験組とでは不安の感じ方にどの程度差があるのか、すごく関心がある。例えば、事実認定のような非常に実務的なもの、臨床的なものについて、いわゆる予備試験組がどう感じているか、予備試験組は少数であっても数がかかなり増えているので気になるところである。

アンケートの属性の点では、予備試験合格資格で司法試験を受験した方でも、法科大学院を修了している場合には法科大学院修了者となるということだが、例えば東京大学の法科大学院だと、3年次の11月に司法試験に合格して、残り3か月から4か月で中退してしまう人がいるので、修了はしていないけれども、法科大学院で実際に授業を受けているような方もかなりの数がいると思う。純粹予備試験組と法科大学院を兼ねているような予備試験組がいるので、属性の点はこれでいいのか少し疑問を感じた。

(酒巻委員長)

まず、最初におっしゃったアンケートの結果を法科大学院教育との連携という観点から何か活用できないかという点について、これは法科大学院側では把握しているのか。

(松下幹事長)

司法研修所の教官と法科大学院協会の執行部と定期的に意見交換会をやっており、そのときに、アンケートの集計結果をお示しいただいて、今、御説明いただいた内容について議論する場を持っている。そこで常時話題になるのは、例えば、なぜ刑事実体法はみんな知っていると思っているのかといったことになる。

(酒巻委員長)

属性の問題については、この前の委員会でも予備試験を経た方なのかどう

かということ、それなりに意義があるのではないかという御意見が出ていたが。

(高瀬委員)

より細かくなるが、このアンケート調査そのものは、私の感覚では余り奇異なことは聞いていないと思う。逆にいえば、ここで奇異なことを聞いていれば、属性で特定されるようなことが非常に問題になると思うが、聞いている内容に余り問題がないので、属性に関しては、調査したい、知りたいことを聞いてもいいのではないかという気がしている。そうでないと、こちらが知りたいことがなかなか分からないが、それは少し歯がゆいので。

それから、山本委員が御指摘になった点は、私も非常に気になっているが、設問では導入修習を通じてと書いてあるが、導入修習の後に不足を感じたものがどうしても回答に反映されると思う。逆にいうと、司法修習生によっては昔のことを思い出して導入修習のときだけに着目して、あのときはこうだったと答える人もいれば、何かその後の経験、感じたことなどが反映された答えを書く人もいるので、このアンケートそのものの位置付けが、私が思っているほどクリアカットになっていないかもしれない。そういう意味では私は山本委員の御意見に賛成で、答えるときにははっきり分けて書かせることは案外重要かもしれないと思う。そうしないと、このままだとごちゃ混ぜになって答えが出てくるかもしれないので、やはり導入修習のときに感じたこと、それ以降に感じたことのように分けるほうがよいような気がしている。

(細田幹事)

アンケートは、導入修習直後にとる第1アンケートと、集合修習に戻ってきたときにとる第2アンケートがあり、これは今、第2アンケートについて御議論いただいているかもしれないが、実は第2アンケートでは不安を感じていたという人の割合が変わっていたりもする。

(高瀬委員)

そうすると、どちらも無記名なので、どなたがどうなったか分からないということか。

これは第1アンケート、第2アンケートを無記名であるが結びつけるようにしないとイケないのではないか。口で言うのは簡単で、やるのはとても大変だと思うが。

(藤原委員)

余り細かくすると、司法研修所事務局の負担も大変だと思う。もっと修習の中身の方に力を入れていただきたいので、余り細かい事務的なところに労力を払ってもどうかと思う。

(細田幹事)

指導する側の立場からは、クラスの指導をしているときに、余りこの人は予備試験組だからとか、あるいはロースクール組だからというような教え方はしていないところである。当然、クラスの中にはいろいろな司法修習生が混じっていて、指導する側からすると、この人はロースクールに行って、3年生の途中でどうだとか、余り細かく属性を分かってもそれをどう生かせるのかとなると、生かせない部分もあるので、その辺りもどうかと思っている。

(酒巻委員長)

今度、インタビューをやろうという話になっているが、それについて、幹事会での意見にもあったが、それ自体はアンケートを補完し的確な情報を把握するという点で良いと個人的にも思うところである。その方法等についても御意見があれば伺いたい。アンケートとのすみ分けについてもいかがか。

(山本委員)

確かに、インタビューの対象者の選び方によって、司法修習生が懸念というか、誤解というか、疑心暗鬼にさせるという部分はある。そこをなくして完全にアトラダムな形に、司法修習生の通し番号のようなもので選ぶとか、そういう分かりやすい形であれば、全くそういうことは生じないのではない

か。それは何かやりようがあるという気がしている。

先ほどの属性のところに戻って、特定されるのではないかという話は、アンケート等の集め方の問題のような気がして、そこは私もどういう方法がいいのかは分からないが、クラスごとに集めると、そのクラスの中にその進路に進む人が一人だけなどということでの特定のおそれだろうと思うが、全体で何かボックスに入れさせるやり方とか、工夫次第で特定のおそれを抱かせないようなことはできそうに思う。

(酒巻委員長)

将来の志望進路はどうかという話があったが、これはどのような意味があるか。指導する方の素材として、アンケートで聞くということか。

(高瀬委員)

医学部は卒業した後の卒後臨床研修生に対するアンケート調査を膨大な数行った。それなりに最初から電子化していて、属性や何かが誰にも見えないようにしていた。余りにもやり過ぎて誰も入力しなくなって、多分、今は立ち消えになったかと思うので、そういう間違いはしないほうがいいと思うけれども、電子化をすれば人の手を使って回収、集計しなくなるので、属性等に関して特定される可能性は大きく減る。

それからもう一つ、インタビューの話があったと思うが、一つはアトランダムに選ぶか、もう一つは挙手方式で、どちらかだと思う。私は、言いたいという人に言わせるのがよいと思う。最初に私が言いたいと言った人に言わせるのであれば疑心暗鬼にならないので。一般的に、しゃべりたくない人に当てると、なかなか情報を得られないということがあるので、医療関係では、割と言いたいという患者さんにヒアリングすることが多い。

その中で、インタビューした内容だとか記載させた内容も電子化しておけばデータが残るので、あとのいろいろな処理は割としやすい。紙に書かれたものは読まなければいけなくなりなかなか処理できないので。

そういう意味では、電子化によってある程度解決できることはあるのではないかと思う。

(酒巻委員長)

医学教育、医師の養成課程と、もちろん違うところはたくさんあるけれども、いろいろと参考になることが多いと思う。

今までアンケート、それからインタビューについて伺ってきたが、もう一つのチェックシートの見直しについてもいろいろ御意見があると思うので、こちらについてはいかがか。実際にこれを活用される現場で指導に当たる方の御意見が大事なように思うが。

(設楽幹事)

導入修習チェックシートは、実務修習で指導担当者がどのように教えているかということに役立てる役割があると伺っている。そうすると、導入修習でチェックされた内容、司法修習生の自己認識がなるべく正確である必要があると思う。そうすると、確かこれが配付されるのは導入修習が終わる数日前ぐらいということだが、もう導入修習に入るときに、この目的をきちんと説明して、導入修習をやりながらチェックをしていくとか、気付いたことを都度書いていくというような作成の仕方にした方がよいのではないか。導入修習のカリキュラムでは、短期間に非常に忙しく次から次へといろいろなことをやっていくので、よほど印象に残ったこと以外は落ちているのではないかと思う。むしろ、そのカリキュラムごとに気付いたところを書き入れていく形にして、実務庁会に持っていくやり方にされた方がいいのかなと感じた。

(酒巻委員長)

チェックシート自体を配る時期を変えることについて、特に事務的な問題はありますか。

(染谷幹事)

事務的な問題はなく、当初に配るメリットは、もう議論でも出ているが、よく分かるところであり、工夫してまいりたいと思う。

(山本委員)

先ほどの松下幹事長からの発言等を踏まえて、やはり電子的なものにして、それで先ほど設楽幹事が言われたように、それぞれの気付いたところで書いていって、最後の段階では、自分に民事なら民事、刑事なら刑事でどういう課題があって、それを実務修習の期間中にどうしようという、自分の中でのまとめをしてもらう必要があるのではないかと思っている。そのためにも、やはり手で書いていると消して何かしないといけないことにもなるので、高瀬委員がおっしゃるように全部オンラインでというのは先の話のような気がするが、データを配ること自体はできるのではなかろうかという気がするのだが。

(染谷幹事)

今も実務修習結果簿では、裁判修習について試行的に電子データで司法修習生にフォームを渡して、それに入力してもらうということをやっている。チェックシートについても同様のやり方は可能であろうと思うので検討したい。

(酒巻委員長)

チェックシートについて他にいかがか。

(高橋幹事)

現場の方からということ考えているところだが、チェックシートには二方向の役割があると思っている、一つは書いた司法修習生個人に対して、今、御指摘のあったような、自分がどこが足りなくて、それをどう頑張っていくかという面と、もう一方は、指導する側にとって指導される側の情報を得たいという二つの側面があると思う。そして、前者の方で考えるときに、今まで出てきた議論の方向だと思うが、私は細かく言うと、実務修習結果簿にセ

ットしてしまっていないのではないかと考えている。

第71期のチェックシートは、私は、聞く内容が実体法の知識と手続法の知識とその他云々というもので、非常に抽象的ではあるが、我々が司法修習生に指導したい事柄がまさに抽象化されたものだとして理解できる。そうであるならば、やはり修習開始当時にこれを配った上で、この抽象的なポイントを意識させて、それで導入修習を終わらせる。その上で導入修習が終わったところでまとめをして、それを実務修習に持って行って、また集合修習に帰ってきたときに、もう一回、見てもらう。実際に私どもが単位会の方に行って実務修習中の司法修習生と会うと、ほぼ例外なく書いたことすら覚えてないというのが現実である。紙がどこにあるのかすら知らない、こんなものがあったというのは、多くの司法修習生の実態だと思う。それは非常にもったいないとされていて、その意味で、彼らが実務修習中肌身離さず持っているものと考えたときに、やっぱり結果簿と一緒にしておくのが一番いいかなと思ったわけである。

もう一つ、後者の指導担当者側に対するアピールという意味でいえば、導入修習のインタビューにも関係するが、彼がなぜここにチェックを入れたか、なぜこういう記載をしたかというのを、できるだけ書いたときから間を置かずに、細かく個別に面談していただく機会をぜひとも設けていただきたいと、実務庁会の指導担当者の方をお願いしたいと個人的には思っている。導入修習のインタビューと関連すると申し上げたのは、やはり導入修習の結果を集合修習に帰って来てからいろいろ個別で聞いてみても、どこまで覚えているのかに不安があり、そもそも導入修習のアンケートは匿名なので、我々が教官としてインタビューの相手方がどういうアンケートを出したのかすら知らないでインタビューすることになるので、一般論に終始してしまうのではないかと懸念がある。もちろん試行的にやることについてはやってみた上で、またその結果を踏まえて検討すべきだと思っはいるけれども、問題点

としてそういうところはあると認識している。

(酒巻委員長)

貴重な御意見をいただいているが、他にこのアンケート及びチェックシートについて御意見、御要望はいかがか。まだ改善すべきところはあるが、アンケートもチェックシートも改良過程のものなので。

(設楽幹事)

先ほどアンケートやチェックシートに書き込む属性の議論があった。アンケートの内容とかが、特に個人を特定されて困るようなものかということ、全然そうではないというのは、もう既に出た御意見のとおりだと私は思う。むしろ、教える側も修習する側も、多分どちらも正しい自己認識に基づいてこれからどうしたらいいのかということを考えるためのアイテムだと思うので、属性はなるべく詳しい方がいいのではないかと思う。そのように思う理由の一つは、例えば、ロースクールからつながる線の教育ということを考えるのであれば、誤解を恐れずにいえば、出身ロースクールも記載させてもいいのではないかという思いがある。志望別にやはり取組の力加減が変わるというのは、これは経験上、そうだと思うので、やはりその時点での志望進路も書かせてよいのではないかなと思う。

それから、アンケートは統計なので、圧倒的多数の弁護士志望者の数によってアンケート結果が左右されることになると思う。そうすると、とりわけ刑事系の科目が、私は、僕は、もう一生刑事事件やらないなと思っている弁護士希望者が相当数いるので、そこを除外してどういう数字状況になるのかというように、アンケート結果を分析できるようなとり方はあってもいいのではないだろうかとは思う。

(佐藤幹事)

アンケートの集計に当たり、チェックさせるのではなく、何らかの記述を求める設問に対する回答の処理の仕方はどうなるのか。

(染谷幹事)

ここは、今のところ、引き続き有益な情報かと思われるので、見直しは考えていないところであるので、集計の方法については、まず書いてあることをベタ打ちするということになる。その前までの回答内容とのクロス分析というようなことは、恐らく今のやり方ではできないと思う。

(佐藤幹事)

チェックさせる設問に対する回答と、記述された回答との結び付きについては、特段意識しなくても差し支えないのか。

(染谷幹事)

今の集計では、そこはつなげるような形にはなっていない。

エ 平成30年度司法修習生指導担当者協議会の協議事項案について

(酒巻委員長)

本年度の指担協の協議事項案について、染谷幹事に説明をお願いしたい。

(染谷幹事)

指担協は、今年は7月3日と6日に開催を予定している。例年どおり、民裁、刑裁、検察、弁護の各分科会を行う予定である。

指担協の協議事項としては、特に今年は、導入修習と分野別実務修習の連携等について、チェックシートを中心に御協議をいただきたいと考えている。各配属庁会での活用の実情や工夫例、効果的な活用例あるいは活用に対する隘路や、今、御議論いただいている記載項目の見直しについての要望等、第72期からのチェックシートの見直しに生かせるような議論をしていただければと考えている。

その他の協議事項としては、昨年と同様、分野別実務修習の実情及び充実方策について及び選択型実務修習の実情及び充実方策についてとすることを考えている。

(酒巻委員長)

この点についての幹事会の議論状況の報告をお願いしたい。

(松下幹事長)

幹事会においてもただいまの染谷幹事からの報告と同様の説明があり、協議事項としては特に異論なかったところである。

(酒巻委員長)

それでは、どなたも御質問、御意見がないようなので、この指担協の協議事項については先ほどの報告のとおりとすることが相当であるとまとめさせていただいてよいか。

(各委員・幹事)

(異議なく了承)

7 閉会

(酒巻委員長)

委員長として、本日の御議論を踏まえて以下のような形で司法修習委員会の意見をまとめさせていただきたい。

まず第1に、導入修習について、その目的に照らして一定の成果が上がっているとの評価が定着してきたところ、修習の質の向上の観点から導入修習と実務修習の連携についてさらなる改善に努められたい。具体的には、導入修習アンケートの見直し等を通じてより司法修習の実情把握に努めるとともに、導入修習チェックシートの見直し等を通じて、実務修習における指導の充実、そして司法修習生に対する効果的な自学自修の促しなど、引き続き改善に努めていただきたい。

2番目に、分野別実務修習及び選択型実務修習については、引き続きこれまでの取組を継続することを期待したい。

そして、3番目に、さらに本年の指担協の協議事項については、現在の案が相当である。

以上のとおり、とりまとめさせていただいてよろしいか。

(各委員・幹事)

(異議なく了承)

(酒巻委員長)

次回の委員会の具体的な日程については、後日調整させていただきたい。

それでは、以上をもって第35回司法修習委員会を終了する。